

政統賃発 0620 第 2 号
令和元年 6 月 20 日

山口県経営者協会 御中

厚生労働省賃金福祉統計官



令和元年賃金構造基本統計調査の実施についての
協力依頼について

厚生労働省において実施しております賃金構造基本統計調査につきましては、例年、特段の御配慮、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度は、当調査において、長年にわたり統計法に基づき総務大臣が承認した調査計画と異なる取り扱いを行っていたことについて、国民の皆様、調査に御協力いただいている皆様に御迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

この調査は、我が国の労働者の賃金等の実態を明らかにすることを目的として昭和 23 年より毎年実施しており、民営及び公営の事業所のうち、一定の方法により抽出した事業所を調査の対象としております。

調査結果につきましては、民間企業における賃金決定等、労務管理の資料として広く利用されているほか、各種の政策決定の際にも幅広く使用されるなど、極めて重要な役割を果たしており、国の実施する最も重要な統計のひとつとして、統計法に基づく「基幹統計」に指定されております。

本年も、別添 1「調査計画」及び別添 2「調査票」に基づき、令和元年 6 月分の賃金等について調査することとしております。また、参考として、調査対象事業所に配布する「記入要領」及び「挨拶状」を添付いたします。

つきましては、貴団体傘下企業に係る調査の対象となりました事業所における円滑な調査実施に格別の御配慮をお願い申し上げます。

また、貴団体の広報誌・メールマガジン等で広報文の掲載をお願いできれば幸いです。参考までに原稿を用意いたしましたのでよろしくお取り計らいくださいますよう併せてお願い申し上げます。

【担当】

厚生労働省 政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付
参事官付 賃金福祉統計室 賃金第三係 五阿彌 塩原 齋藤
電話番号：03-5253-1111（内線 7658,7659）
メールアドレス：chinkou@mhlw.go.jp

「賃金構造基本統計調査」を実施します

厚生労働省

厚生労働省では、「令和元年賃金構造基本統計調査」を全国一斉に7月に実施します。

この調査は昭和23年より毎年実施しており、労働者の賃金等の実態を産業、地域、企業規模、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的とし、国の実施する最も重要な統計のひとつとして、法律（統計法）に基づく「基幹統計」に指定されています。

調査の実施にあたっては、調査の対象となる事業所を無作為に抽出し、事業主の皆様には厚生労働省から調査をお願いいたしますので、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、是非とも調査にご回答くださいますようお願い申し上げます。厚生労働省ホームページから入力支援機能付き Excel 形式の調査票をダウンロードして調査票を作成いただくこともできます。

最後に、長きにわたり調査計画と異なる取り扱いを行っていたことについてご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。皆様にご尽力いただいて作成している統計の重要性に変わりはなく、調査の実施に何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。

厚生労働省 賃金構造基本統計調査のページはこちら

賃金構造 事業主

検索



「賃金構造基本統計調査」の ご回答をお願いします

7月1日より「令和元年賃金構造基本統計調査」を全国一斉に実施します

Q.「賃金構造基本統計調査」とは、どのような調査ですか

A.「賃金構造基本統計調査」は、労働者の賃金の実態を、産業、地域、企業規模、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数などの別に明らかにするための統計調査です。国が実施する統計調査の中でも、最も重要な統計のひとつとして、統計法に基づく「基幹統計調査」に指定されています。

Q.「賃金構造基本統計調査」の対象は、どのように選ばれますか

A. 常用労働者を5人以上雇用する民営事業所及び10人以上を雇用する公営事業所の中から、統計理論に基づき調査の対象となる事業所を無作為で抽出し、調査への回答をお願いしています。

Q.「賃金構造基本統計調査」の結果は、どのように役立っていますか

A. 民間企業での賃金決定・労務管理などの資料として利用されています。また、損害賠償請求訴訟における逸失利益の算定や、最低賃金法による最低賃金の決定、労災保険法による年金給付基礎日額の最低・最高限度額の算定や、各種政策決定の際にも幅広く利用されています。

Q.「賃金構造基本統計調査」は、どのように行われますか

A. 調査対象となる事業所には、調査の回答に必要な調査票などの用品を郵送でお手元にお届けします。厚生労働省のHPには、調査に関するQ&Aや調査票作成に利用できる電子ファイルや計算支援ツールをご用意しております。賃金構造基本統計調査の趣旨と重要性をご理解いただき、調査にご回答いただきますようお願い申し上げます。

厚生労働省 賃金構造基本統計調査のページはこちら

賃金構造 事業主

検索



厚生労働省・都道府県労働局

